

第280回岩手県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和7年1月6日(月)
- 2 開催年月日 令和7年2月5日(水)午後1時30分から午後2時17分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室
- 4 出席者

委員(8名)

佐藤由也委員、島川良英委員、高橋文昭委員、松岡俊太郎委員、中村久美男委員、
淵貴博委員、佐野賢治委員、峰岸有紀委員

[欠席委員:阿見彌典子委員、松林由里子委員]

岩手県

森山水産担当技監、筒井技術参事兼水産振興課総括課長、野澤漁業調整課長、藤原
振興担当課長、中野主任主査、中井技術専門幹、五十嵐主任行政専門員、片寄技師、
工藤沿岸広域振興局水産部長、佐藤宮古水産振興センター所長、志田大船渡水産振
興センター所長、遠藤県北広域振興局水産部水産振興課長、日向内水面水産技術セ
ンター首席専門研究員

事務局

横沢事務局長、大野事務局次長、堀越主任主査

傍聴者

なし

報道関係者

なし

5 委員会の議事

第1号議案 オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギ
ルの放流(リリース)を禁止する委員会指示について

第2号議案 令和7年度第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示について

6 報告事項

(1) 漁業権漁業における資源管理状況及び漁場活用状況等の報告について

(2) 全国内水面漁場管理委員会連合会の役員就任等について

7 委員会の経過

横沢事務局長

それでは定刻になりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

佐藤会長

ただ今から、第280回岩手県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

開催にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、お足元の悪い中を御出席いただきまして、ありがとうございます。

また、県の方々にも、御出席をいただいております。大変、御苦勞様でございます。さて、本日でございますが、議案を2件用意してございます。

御審議いただく議案は、「オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルのリリースを禁止する委員会指示」と、「第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示」、2件の委員会指示についてでございます。

そのほか、県の方から報告事項が1件、事務局から報告事項が1件 ございますので、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げまして、簡単でございますが、開会に当たっての御挨拶といたします。

横沢事務局長

どうもありがとうございました。

それでは、これからの議事の進行につきましては、会長にお願いいたします。

佐藤会長

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。

本日は、阿見彌委員、松林委員が欠席でございますが、8名の委員に出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

続いて、本日の議事録署名委員についてであります。岩手県内水面漁場管理委員会規程第8条第2項の規定に基づき、私から指名をさせていただきます。

本日の議事録署名委員として、高橋文昭委員と佐野賢治委員をお願いいたします。

佐藤会長

それでは、第1号議案の「オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルの放流（リリース）を禁止する委員会指示について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

堀越主任主査

それでは、第1号議案について御説明しますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。大変恐縮ではございますが、以後、着座にての説明とさせていただきます。

「オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルの放流（リリース）を禁止する委員会指示について」。

表紙の要旨でございますが、外来魚（ブラックバス等）について、その生息数を減らし、繁殖を抑制して、他の水産動物の保護を図るため、漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、採捕した水域への放流（リリース）を禁止する委員会指示を発動しようとするものでございます。

始めに、関係法令について御説明しますので、資料の10ページをお開き願います。

最初の第120条第1項には、「海区漁業調整委員会は、水産動植物の保護を図るために、必要があると認める時は、関係者に対して必要な指示をすることができる。」とあります。

この規定は、同じページの後半にあります、内水面漁場管理委員会の役割を規定した第171条第4項で、「海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。」とされておまして、本日の議案1及び議案2においてご審議いただく「委員会指示」とは、この漁業法の規定に基づく、「関係者に対して必要な指示をする」ものであります。

次の11ページには、外来生物法の規定を抜粋しております。

特定外来生物に指定されており、本県でも生息が確認された、「オオクチバス」、「コクチバス」、「ブルーギル」については、飼育・運搬等についての制限がございますが、遊漁で行われている、キャッチ・アンド・リリースを制限するものではありません。次にページを戻りまして、資料の4ページをお開き願います。

これまでの、「委員会指示等に関する主な経過について」記載したものでございますが、内容を要約して御説明いたします。

平成2年に、県内においてオオクチバスの生息が初めて確認され、その後、平成5年2月に岩手県内水面漁業調整規則の一部が改正され、オオクチバス等の外来魚の移植が禁止されたにもかかわらず、外来魚の生息区域が拡大したことから、その生息数の減少と繁殖の抑制を図るため、平成13年1月4日に初めて委員会指示を発動し、その後、平成18年度までは、指示の期間を4月1日からの1年間、そして平成19年度からは、4月1日からの2年間として、これまで継続して発動してきたものでございます。

令和7年度以降につきましても、引き続き委員会指示を発動しようとするものでございますが、その理由について御説明いたします。

3ページをお開き願います。

これは、委員会指示の必要性について記載した資料でございます。

2の「令和6年外来魚生息状況調査結果」の箇所を御覧願います。当事務局では、外来魚生息状況調査を、平成12年から毎年実施しております。

この調査は、当事務局から県内の各市町村及び内水面漁協に対して調査票を送付し、外来魚の生息状況について報告していただくというものでございまして、その結果につきましては、毎年、委員会で御報告しております。

令和6年の調査結果では、生息が確認されている市町村の数は17で、前年に同じとなっております。

県内の全生息箇所数は151箇所の前年から1箇所増えており、依然として生息が確認されているという状況が継続しております。

このようなことから、外来魚の生息数を減らし、その繁殖を抑制して他の水産動物の保護を図るためには、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、いわゆる「外来生物法」によって禁止されている外来魚を他の水域に生きたまま持ち出すことなどの禁止に加えて、「外来生物法」では禁止されていない外来魚のキャッチ・アンド・リリースを、引き続き委員会指示によって禁止する必要があります。

次に、6ページをお開き願います。令和6年外来魚生息状況調査結果表でございます。

生息箇所の名称欄の、太字で下に線を引いている箇所が新たに報告のあったものとなります。

盛岡市の盛岡城跡公園内にある鶴ヶ池から、新たに生息が確認されたと報告をいただいております。

続いて7ページには、調査を開始した平成12年からの全生息箇所数の推移をグラフで表示しておりますが、概ね横ばいとなっております。

次の8ページをお開き願います。

この図は、令和6年の生息状況結果について、生息報告があった数で塗り分けをしたもので、色が濃いところが、より生息数が多いことを示しております。

続く9ページの横長の表では、参考として外来魚の放流（リリース）を禁止する各県の委員会指示の状況につきまして、整理してございます。現在、委員会指示を発動している県は、本県を含めまして14県、条例で禁止している県が2県でございます。

戻って2ページを御覧願います。委員会指示の新旧対照表でございます。左側に「旧」として、令和7年3月31日までの現行の委員会指示、右側に「新」として今回発動しようとする委員会指示を記載しております。変更箇所を太字で表記し、下に線を引いております。

3の「指示の期間」だけを変更するもので、1の「指示の内容」と2の「指示の区域」には、変更はございません。

それでは、委員会指示の案について、御説明いたします。資料の一番始めに戻りまして、1ページをお開き願います。委員会指示案でございます。

読み上げます。岩手県内水面漁場管理委員会指示第 号。漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示する。

日付についてですが、本日、御承認いただければ、2月28日金曜日発行の県報掲載を予定しております。会長名でお出しいたします。

1の「指示の内容」は、「オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルを2の区域において採捕した者は、これらをその区域に放してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。」でございます。

2の「指示の区域」は、「県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面」でございます。

3の「指示の期間」ですが、「令和7年4月1日から令和9年3月31日まで」の2年間としてございます。

以上で第1号議案の説明を終わらせていただきます。

なお、この委員会指示は、県報掲載にあたりまして、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いいたします。

説明は以上となります。よろしく御審議の程、お願いをいたします。

佐藤会長

ただ今、第1号議案について、事務局から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

(発言なし)

御意見がないようでございますので、第1号議案についてお諮りをいたします。

第1号議案、「オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルの放流（リリース）を禁止する委員会指示について」、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成でございますので、原案のとおり指示することに決定をいたします。

第1号議案 終了

佐藤会長

次に、第2号議案、「令和7年度第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示について」を上程いたします。

事務局からの説明をお願いいたします。

堀越主任主査

それでは、第2号議案について御説明しますので、水色の表紙の資料を御準備願います。大変恐縮ではございますが、以後、着座にての説明とさせていただきます。

第2号議案、「令和7年度第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示について」。資料の表紙の要旨でございますが、漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、令和7年度第五種共同漁業権に係る増殖目標に関する委員会指示を発動しようとするものでございます。

初めに関係法令等について御説明しますので、資料の4ページ、5ページをお開き願います。

漁業法の抜粋でございますが、4ページにあります委員会指示の根拠につきまして、先ほどの第1号議案で御説明いたしましたので、内容重複のため、割愛とさせていただきます。

次に5ページの中ほど、第168条に、「内水面における第五種共同漁業は、免許を受けた者が水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない」と規定されております。

すなわち、第五種共同漁業の免許を受けている内水面漁協は、この規定によって、増殖が義務付けられている、ということになります。

この「増殖」の定義でございますが、次の6ページをお開き願います。

令和4年4月14日付けの「海区漁場計画の作成等について」という水産庁長官通知になりますが、中ほどの「(7) 第五種共同漁業について」の②に「増殖とは人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の放流等の積極的人為手段により、水産動植物の数及び個体の重量を増加させる行為」等とあります。

続いて、次の7ページの⑤のイには、「委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等をインターネットなど適切な方法で一括公示する。」とされております。

以上が、毎年、増殖目標の委員会指示を発動している根拠となるものでございます。

次に、資料の最後の14ページを御覧願います。平成21年から令和6年まで16年間の増殖目標の委員会指示とその実績について、県内全漁業権河川の合計の推移を示しております。表の見方ですが、各年度、各魚種の欄で、上段に指示量、下段に実績を示しております。

指示量に対する実績についてですが、東日本大震災や台風、豪雨被害等の度重なる自然災害に加え、組合員の減少や高齢化等、漁協経営においても大変な状況にあったと思われる中、概ね指示量の80%から90%以上、時には指示量を上回る増殖が行われております。

戻りまして、9ページをお開き願います。

令和5年3月27日付けで県が施行しました「第五種共同漁業権に係る増殖基準」でございます。

この基準は、令和4年3月22日に開催されました第274回の内水面漁場管理委員会で、県から委員会への報告を経て施行されたものでございまして、免許の可否の基準となる増殖基準を定めたものでございます。

増殖目標の委員会指示をするにあたっては、令和6年度から県の増殖基準に基づいて、増殖目標を検討することといたしましたので、令和7年度の「増殖目標の委員会指示」についても同様に、この県の基準に基づいて指示量を検討することといたしました。

1の「趣旨」と、2の「増殖の方法」は、先ほどの根拠法令で説明したとおりの内容となっております。

3の「水産動物の種類別の増殖方法等」では、水産動物の種類別に増殖方法と留意事項が記載されていますが、「うなぎ」、「こい」、そして「ふな」の3種については、具体的な基準が示されておりません。

次のページ、10ページをお開き願います。中ほどより下に「(5) うなぎ」とあります。

うなぎについては、アの「増殖方法」に示すとおり、種苗放流しかありませんが、イの「留意事項」に記載されているとおり、シラスウナギの不漁等により放流用種苗の購入が極めて困難な状況にあることから、漁業権切替えの際に漁協が県に提出した増殖計画で想定する増殖経費分で購入できる種苗数の放流で可としています。

次のページ、11ページを御覧願います。上から10行目の(7)に、「こい」がございました。

「こい」については、種苗放流が基本ですが、「種苗放流が困難な場合は、確実に産卵床造成を行うこと。」としております。

委員会で指示しているKHV、コイヘルペスウイルス病まん延防止の観点からも、こいの種苗放流に際しては、種苗の安全性が確保されていることが前提であることから、安全性が担保された種苗を確保できない場合は、確実に産卵場造成を行うことが必要となります。

「こい」の次にあります「(8) ふな」については、種苗をこいと同一の水域で飼育することが多く、飼育水を介したコイヘルペスウイルス病の水平感染が懸念されることから、こいと同様の取扱いとなっております。

次のページ、12ページをお開き願います。

下から7行目に、「4 増殖の規模」とあります。

そのまま、読み上げますが、「漁業協同組合が、計画的に資源の拡大(安定)増殖を行うために実施すべき増殖規模は、河川環境や利用状況等の変化、天然資源の再生産状況、過去の増殖実績及び漁業協同組合の経済的負担能力等を勘案し、別表に定める規模以上とする。」とし、別表で増殖規模の最低限度を規定しています。

次のページ、13ページを御覧願います。これが別表となります。

左側から順に、公示番号、河川名、種苗放流数、人工ふ化数、産卵場造成箇所数となっております。

これまで御説明しましたとおり、「うなぎ」、「こい」、「ふな」の3魚種は特段の事情がありますことから、この3魚種の種苗放流数の欄には、「— (よこぼう)」が引かれておりまして、表の一番下の注釈には、この「— (よこぼう)」は「増殖等の規模を定めないもの」とあります。

各河川の委員会指示量は、基本的にはこの表の増殖規模に基づいて検討することとなりますが、種苗放流数が示されていない、この3魚種についても、確実に増殖することが必要ですので、この3魚種が漁業権魚種であって、かつ産卵場造成箇所数の欄が空欄になっているところは、最低限度の増殖規模として1と記載し、委員会指示案では、注意書きとして確実に増殖を行う旨を記載することといたします。

例えば、この別表の漁業権免許番号の5番、小本川の下流部では、種苗放流欄の、「うなぎ」、「こい」、「ふな」に「— (よこぼう)」が3つ並んで記載されておりますが、右側の産卵場造成箇所数では、「ふな」の欄が空欄となっておりますことから、最低限度の造成箇所数として、1を記載するようにいたします。

それでは、令和7年度の委員会指示案について御説明しますので、資料の3ページに戻ってお開き願います。

委員会指示の新旧対照表でございます。

左側が令和6年度の委員会指示、右側が令和7年度の指示案で、変更箇所を下線を引いております。変更箇所は、指示番号と年度、年月日の変更となります。

先ほど御説明しました、産卵場造成箇所数に関する注意書きは、令和6年度の指示で、既に記載しておりますので、令和7年度の指示における変更はございません。

それでは、資料の最初、1ページに戻ってお開き願います。委員会指示案でございます。

冒頭部分を読み上げます。

岩手県内水面漁場管理委員会指示第 号。漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、令和7年度第五種共同漁業権に係る増殖目標を次のとおり指示する。

日付についてですが、本日、御承認いただければ、2月28日金曜日発行の県報掲載を予定しております。会長名でお出しいたします。

その下の表ですが、これまで御説明したとおり、基本的には県の増殖基準に基づくこととし、漁業権魚種に「こい」、「ふな」があつて、産卵場造成箇所数が空欄になっているところは、1を入れています。

先ほど、例として挙げた、漁業権免許番号の5番、小本川の下流部にあたる

小本河川漁業協同組合を御確認いただきたいのですが、表の右側に産卵場造成箇所数があり、「ふな」の欄に「1」と入っております。

次の2ページ目をお開き願います。

表の最下段に「合計」とありますが、ここにある数字は、先ほど御説明した、県の増殖基準にあります「合計」と一致しない部分がございます。

これは、種苗放流の代替手段としての産卵場造成箇所数による調整や、県の別表に入っている吉浜川の漁業権がなくなった等、県の基準が施行された時点以降に変動があった部分によるものでございます。

なお、国の通知でも、「この増殖基準はあくまでも令和5年の漁業権免許時の判断基準であり、固定して考えるべきものでない。」とされておりますことから、増殖の方法や規模については、内水面水産技術センター等研究機関の研究成果や最新の知見、漁協からの資源管理状況報告等を踏まえながら、見直しを行っていく予定となっております。

以上の経緯を踏まえ、この委員会指示が発動されました時には、全ての内水面漁協に対し、今後の運営見通しを十分に精査のうえ、増殖基準に定める増殖規模の変更を希望する場合は、県と協議するよう通知文書に付記することとします。

最後に、この委員会指示は、県報掲載にあたって、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に御一任くださるようお願いいたします。

説明は以上となります。よろしく御審議の程、お願いをいたします。

佐藤会長

ただ今、第2号議案について、事務局から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

(発言なし)

御意見等がないようでございます。第2号議案についてお諮りをいたします。

第2号議案、「令和7年度第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示について」、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定をいたします。

第2号議案 終了

佐藤会長

続きまして、「報告事項」に移ります。

報告事項(1)として、「漁業権漁業における資源管理状況及び漁場活用状況等の報告について」県の方から御説明をお願いいたします。

野澤漁業調整課長

水産振興課、野澤と申します。よろしく願いいたします。それでは黄色の表紙になりますが、「漁業権漁業における資源管理状況及び漁場活用状況等の報告」につきまして、御説明をいたします。恐れ入りますが、以降、着座にて説明させていただきます。はじめに、5ページをご覧ください。関連法令を記載しています。

上段で示しました漁業法第90条におきまして、漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、資源管理の状況や、漁場の活用状況等を知事に報告するものとし、知事は、漁業権者から報告を受けた事項については、海区漁業調整委員会に報告するものとするがございます。

また、下段に示しました漁業法施行規則第28条におきまして、漁業権者から知事への報告及び知事から海区漁業調整委員会への報告は、1年に1回以上行くとさせていただきます。

さらに、中ほどに示してございます、漁業法の第171条第4項におきまして、この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行うものとあることから、令和5年度における内水面漁業権に係る漁場活用状況等を報告するものでございます。

なお、今回、報告対象とするものは、全ての漁業権漁業となりますが、本県での内水面におきましては、第五種共同漁業のみとなりますので、漁業権者である各漁業協同組合から、資源管理状況及び漁場活用状況等の報告を提出して頂きまして、その概要について取りまとめたものでございます。

それでは、まず、お戻りいただきまして、資料の1ページをお開き願います。漁場の表になります。

この表の見方につきましてご説明をさせていただきます。

表の右上には、報告対象期間を示してございまして、今回の報告する対象期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間になります。

その下の表の右側の2列目には、「点検結果」を記載する欄を設けてございまして、各行に示している漁業権が、漁場が適切かつ有効に活用されているようであれば○、改善する努力が必要だというのは▲、報告がなかった漁場については×で示してございます。

そのほかの凡例といたしまして、表の列、左から順にご説明をさせていただきます。

「免許番号等」には、免許番号、河川名、漁業権者を記載してございます。

次の「組合員行使権」には、免許番号にある漁業権を行使することができる人数と、実際に行使した者の延べ人数を記載してございます。

次の「組合員の漁場活用状況」には、1人当りの年間操業日数と、各漁協における推定値になりますが、全魚種の合計漁獲量を記載してございます。

次の「遊漁者の年間釣獲量」には、こちらも各漁協における推定値になりますが、全魚種の合計釣獲量を記載してございます。

次の「監視員活動日数」には、1年間の活動日数の延べ数を記載してございます。

次の「資源管理に関する取組の実施状況」には、各漁協が取り組んでいる、資源管理及び漁場環境保全に関する取組の実施状況という形で記載してございます。

それでは、それぞれの活動状況をご報告いたしますが、第五種共同漁業につきまして、まず全体で1ページから4ページに取りまとめてございます。

この全体の点検した結果でございますが、全32件になりますが、このうち適切かつ有効に活用されたところが27件、改善努力が必要とされたところが4件、報告がなかったというものが1件ございました。

改善努力が必要とされた4件につきましては、行使状況や遊漁実態を把握することができませんでした。

また、1件については報告がなかったということから、管理状況が不明となっております。

今回の報告で、改善努力が必要とされた4件、未報告であった1件の漁業権漁場につきましては、今後の活用状況につきまして、継続的に注視していくように考えてございます。

説明については、以上です。

佐藤会長

ただ今、県の方から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

(発言なし)

委員の皆様方からはございませんが、私からひとこと、いいですか。

ただいまの説明の中で▲の場合は改善努力が必要と記載されていますが、この4件について、こういうことが続くということは良い方向には向かないので、良い方向に向くように、御指導を強くお願いしたいなと思います。

野澤漁業調整課長

わかりました。いま報告していただきました資料につきましては、やはり内水面の漁協の執行体制については、皆様ご存じのとおり、人手不足とか資金不足等で、現場の管理とか、事務対応というのがなかなか厳しい状況にあるというのは我々としても把握しているところでございます。一方で、この漁業法や施行規則等で定められた事項については報告をしていただかなければならないというようなお願いも必要になってございますので、引き続き、そういった改善が必要なところにつきましては、また直接連絡を取りながら、必要事項、対応については促して参りたいと考えております。

佐藤会長

ありがとうございます。

佐藤会長

委員の皆様方から御質問がないようでございますので、続きまして、報告事項(2)、「全国内水面漁場管理委員会連合会の役員就任等について」事務局から説明をお願いいたします。

堀越主任主査

それでは、報告事項の(2)、「全国内水面漁場管理委員会連合会の役員就任等について」御説明いたしますので、緑色の表紙の資料を御準備願います。大変恐縮ではございますが、以後、着座にての説明とさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして、資料の1ページをお開き願います。

項目の1から順を追って説明いたします。

1の要旨。

すでに御案内のとおり、都道府県に設置された内水面漁場管理委員会の全国組織として、「全国内水面漁場管理委員会連合会」がございます。

この組織にも役員がおかれますが、これの任期満了が今年の5月に行われる通常総会となっており、次の第22期役員として、本県では佐藤会長が、同連合会の副会長に選出される見通しとなっております。

2では、全国内水面漁場管理委員会連合会会則の抜粋を記載してございます。

そのまま読み上げますが、

第1条の(目的)、この会は、全国の都道府県内水面漁場管理委員会相互の連絡と結集により内水面漁業行政の推進向上を図るをもって目的とする。

第7条の(役員等)、この会の役員として理事9人、監事3人をおく。

第7条の2、役員は、総会において会員である内水面漁場管理委員会の会長の職にある者のうちから選任し、役員の任期は4年とする。ただし、役員が自己の属する内水面漁場管理委員会の会長の職でなくなったときは、その後任の会長が残任期間を継承する。

となっております、以上が、岩手県内水面漁場管理委員会の会長が同連合会の役員として選任される根拠となります。

次に、今般、全内漁管連の副会長に選出された経緯について、「3 役員選出の経緯」に記載してございます。

(1)、役員は、全国3つのブロック(東日本ブロック、中日本ブロック、西日本ブロック)に、それぞれ役員候補が割り当てられております。

(2)、各ブロックの役員選出は輪番制となっており、岩手県は令和6年10月31日に開催された東日本ブロック協議会において、副会長候補として選出されました。

(3)、令和7年5月開催予定の通常総会において、正式に副会長に選出される見込みとなっております。

連合会の会長や副会長など、役員になりますと、4にありますような、役員会等の行事に出席を求められることから、年5回ほど、東京へ出張となります。

ただし、「5 その他」にありますとおり、役員及び随行事務局職員の行事等に係る出席旅費は、全内漁管連が負担することとなっておりますので、県の予算に特別な計上は必要ありません。

なお、通常総会及び東日本ブロック協議会は、各県全てが出席する行事のため、県の予算で毎年対応しております。

その他の添付している資料は、ただいまの説明の裏付けとなっている資料ですので、詳細な説明は割愛させていただきますが、最後の9ページだけ補足説明をさせていただきますと思いますので、資料の最後、9ページをお開き願います。

この資料は、ブロック協議会の開催県と議事録署名委員の輪番表です。

年1回、各ブロックで開かれるブロック協議会は、開催が各県の持ち回りとされております。

令和10年のところを御覧いただきたいのですが、東日本ブロック協議会の開催県は岩手県となっており、現委員の皆様ごの任期の最終年にあたります。

開催にあたっては、改めて委員会で御報告する見込みですので、よろしく願いいたします。

以上で、報告を終わります。

佐藤会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

(発言なし)

御意見がないようでございますので、これで報告事項を終わります。

報告事項(2) 終了

佐藤会長

次に、「その他」に移ります。委員の皆様方から、この委員会で共有したい情報等があったらお願いをいたします。その他でございますが、ございませんか。

(発言なし)

委員の皆様方からはございません。

県の方から、情報提供はございませんか。

野澤漁業調整課長

特にございません。

佐藤会長

事務局からは何かありますか。

横沢事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。

次回の委員会につきましては、緊急の案件がない限り、5月14日(水)、午後1時30分から、この会場、岩手県水産会館5階大会議室で開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

佐藤会長

それでは、これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、これにて委員会を閉会いたします。

皆様、大変御苦勞様でございました。ありがとうございます。

終了 (午後2時17分)
